

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月1日
【会社名】	株式会社エラン
【英訳名】	ELAN Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 櫻井 英治
【本店の所在の場所】	長野県松本市出川町15番12号
【電話番号】	0263 - 29 - 2680（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 経理財務部長 渡邊 淳
【最寄りの連絡場所】	長野県松本市出川町15番12号
【電話番号】	0263 - 29 - 2680（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 経理財務部長 渡邊 淳
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 688,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 837,540,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 247,050,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	500,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成26年10月1日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成26年10月16日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、平成26年10月1日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式152,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成26年10月27日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成26年10月16日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	500,000	688,500,000	372,600,000
計（総発行株式）	500,000	688,500,000	372,600,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年10月1日開催の取締役会決議に基づき、平成26年10月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は810,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成26年10月29日(水) 至 平成26年11月4日(火)	未定 (注)4.	平成26年11月6日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年10月16日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年10月27日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年10月16日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年10月27日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。また、平成26年10月1日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成26年10月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年11月7日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成26年10月20日から平成26年10月24日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 松本支店	長野県松本市中央二丁目5番8号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成26年11月6日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号		
計	-	500,000	-

(注) 1. 平成26年10月16日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年10月27日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
745,200,000	6,000,000	739,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額739,200千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限227,286千円と合わせて、新規の営業拠点開設に伴う設備資金として10,000千円（平成27年12月期：10,000千円）、システム関連費用（営業支援系システム費用、物流関連システム費用等）として60,000千円（平成27年12月期：30,000千円、平成28年12月期：30,000千円）、長期借入金返済資金として195,000千円（平成26年12月期：195,000千円）、残額については、病院・介護老人保健施設等の新規開拓や顧客サポート体制の強化、営業拠点網の拡大に伴う営業部門の増強及び今後見込まれるCSセット利用者数の増加に伴い業務量増加が見込まれる管理部門（請求業務関連部門、システム関連部門等）の増強のための人件費、申込受付業務・請求業務・物流業務における業務効率化の推進等を目的とした通信費・外注費等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年10月27日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	517,000	837,540,000	長野県東筑摩郡山形村 櫻井英治 150,000株 長野県松本市 中島信弘 300,000株 広島県広島市安佐北区 佐藤幸夫 60,000株 東京都町田市 峯崎友宏 7,000株
計(総売出株式)	-	517,000	837,540,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,620円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成26年 10月29日(水) 至 平成26年 11月4日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成26年10月27日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	152,500	247,050,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 152,500株
計(総売出株式)	-	152,500	247,050,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成26年10月1日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式152,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,620円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成26年 10月29日(水) 至 平成26年 11月4日(火)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である櫻井英治（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年10月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式152,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 152,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成26年12月8日（月）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成26年10月16日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成26年10月27日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年11月7日から平成26年12月1日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である櫻井英治、売出人である中島信弘、佐藤幸夫及び峯崎友宏並びに当社株主である渡邊淳、櫻井貴夫、櫻井京子及び中島明子は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年2月4日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成27年5月5日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成26年10月1日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章  E L A N を記載いたします。

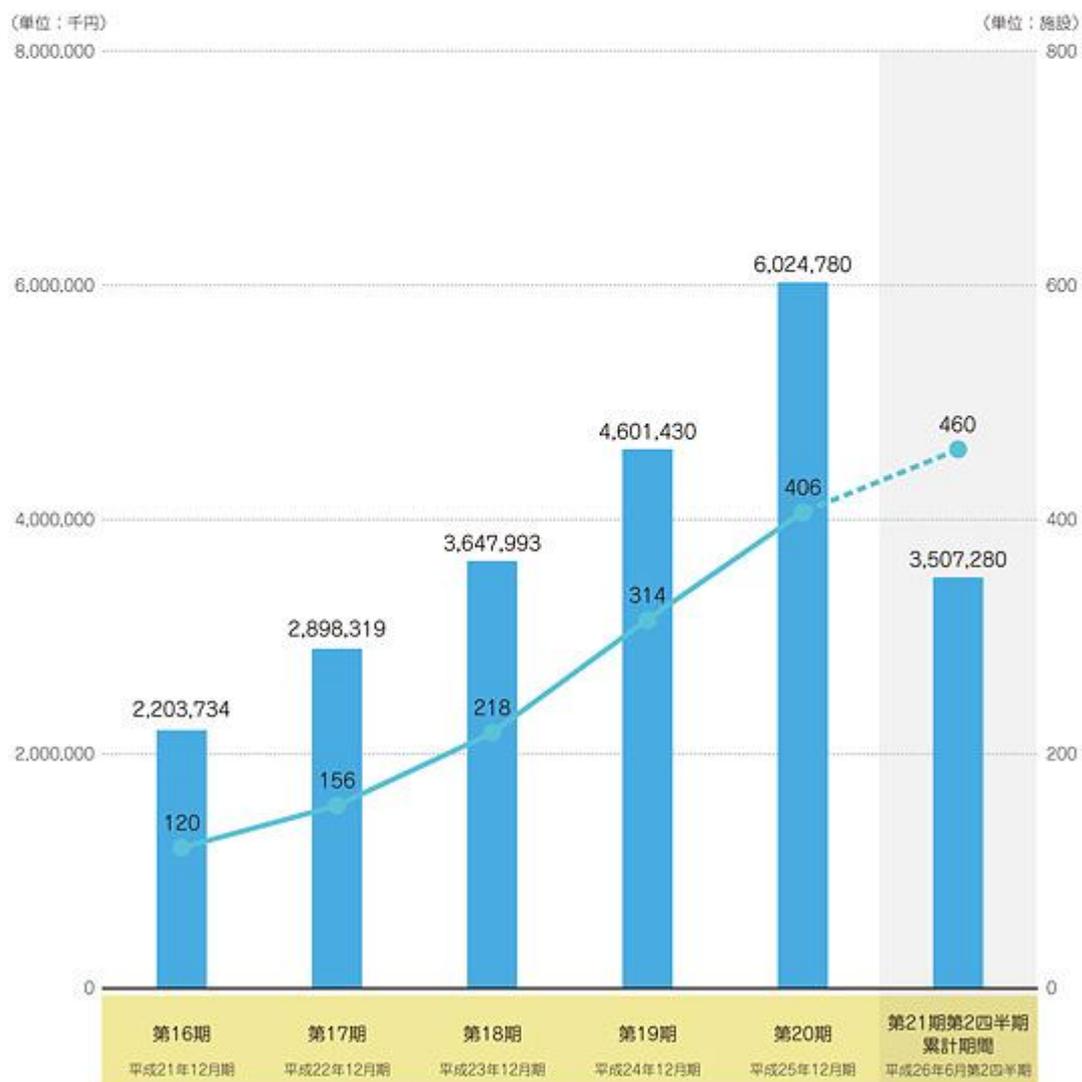
(2) 表紙の次に「1. 事業の概況」～「3. 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は病院に入院される方や、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス等の介護施設（以下「介護老人保健施設等」という）に入所される方たちに対して、衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「CS（ケア・サポート）セット」（以下、「CSセット」という）を展開しております（介護医療関連事業）。

❖ 売上高、期末(四半期末)契約施設数



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 業績等の推移

提出会社の経営指標等

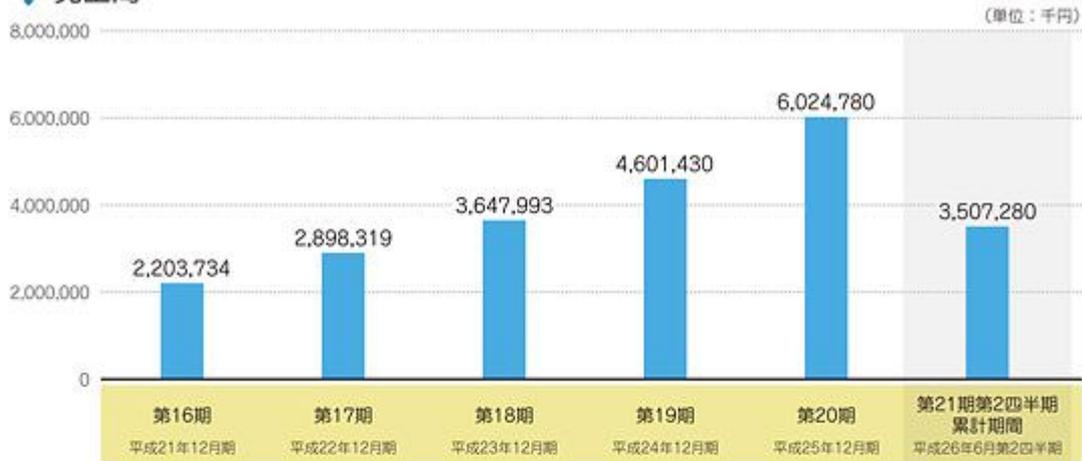
(単位：千円)

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期 第2四半期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年6月
売上高	2,203,734	2,898,319	3,647,993	4,601,430	6,024,780	3,507,280
経常利益	103,241	185,354	244,545	309,227	401,000	199,714
当期(四半期)純利益	54,791	109,683	136,569	184,685	247,794	117,645
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	600	600	600	30,000	30,000	30,000
純資産額	155,689	261,685	392,276	571,156	810,296	915,384
総資産額	700,694	943,125	1,249,072	1,737,274	2,267,937	2,539,444
1株当たり純資産額 (円)	259,483.03	436,142.60	653,793.70	190.39	270.10	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5,000.00 (-)	8,333.33 (-)	11,000.00 (-)	360.00 (-)	400.00 (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	91,319.41	182,806.47	227,615.11	61.56	82.60	39.22
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.2	27.7	31.4	32.9	35.7	36.0
自己資本利益率 (%)	42.2	52.6	41.8	38.3	35.9	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	5.5	4.6	4.8	5.8	4.8	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	86,570	262,623	24,195
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△278,424	△43,834	△15,781
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	196,690	△40,315	46,752
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	409,588	588,061	643,227
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	43 (10)	50 (12)	61 (19)	74 (35)	93 (49)	- (-)

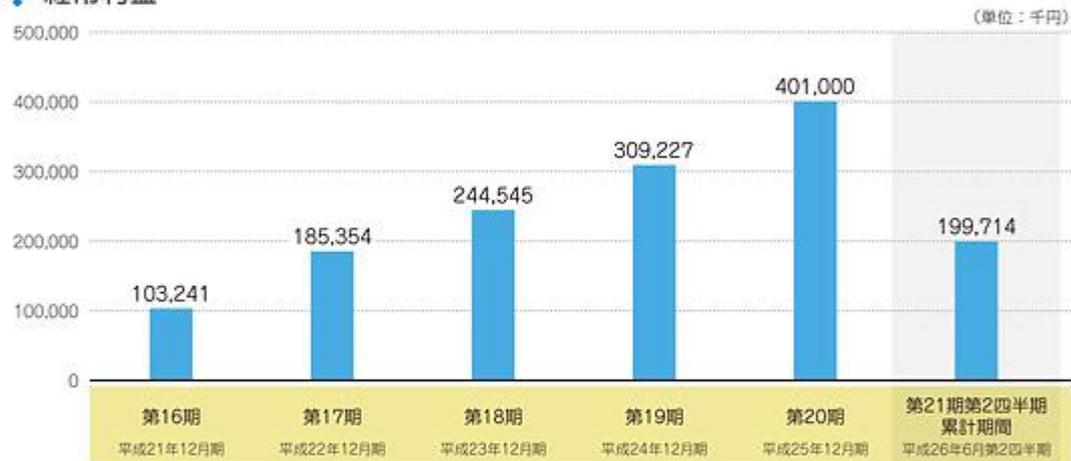
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第16期及び第17期は、利益基準及び利益剰余金基準からみて、重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。また、第18期以降は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は3,000,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第16期から第18期までは、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第19期以降は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は、第19期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第16期から第18期までのキャッシュ・フロー計算書にかかる各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 第19期及び第20期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第21期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
10. 第19期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成24年8月17日付で1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 第21期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第21期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第21期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
12. 当社は、平成24年8月17日付で株式1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年6月21日付東証上審第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第16期、第17期及び第18期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額 (円)	51.90	87.23	130.76	190.39	270.10
1株当たり当期純利益金額 (円)	18.26	36.56	45.52	61.56	82.60
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	1.00 (-)	1.66 (-)	2.20 (-)	3.60 (-)	4.00 (-)

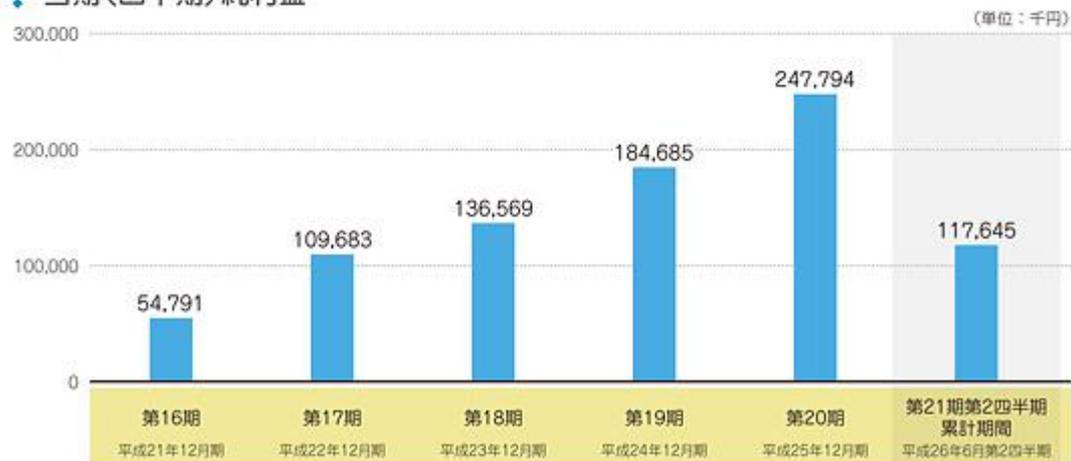
❖ 売上高



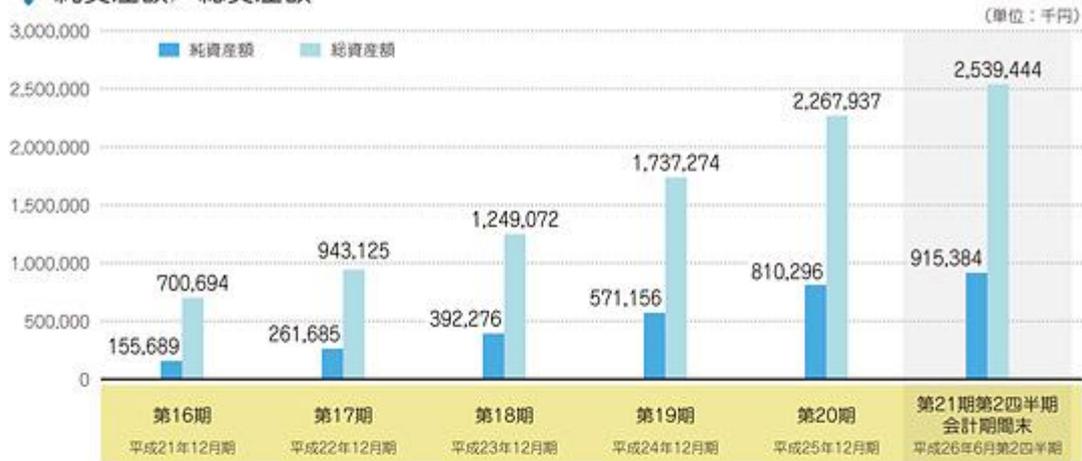
❖ 経常利益



❖ 当期(四半期)純利益



❖ 純資産額／総資産額

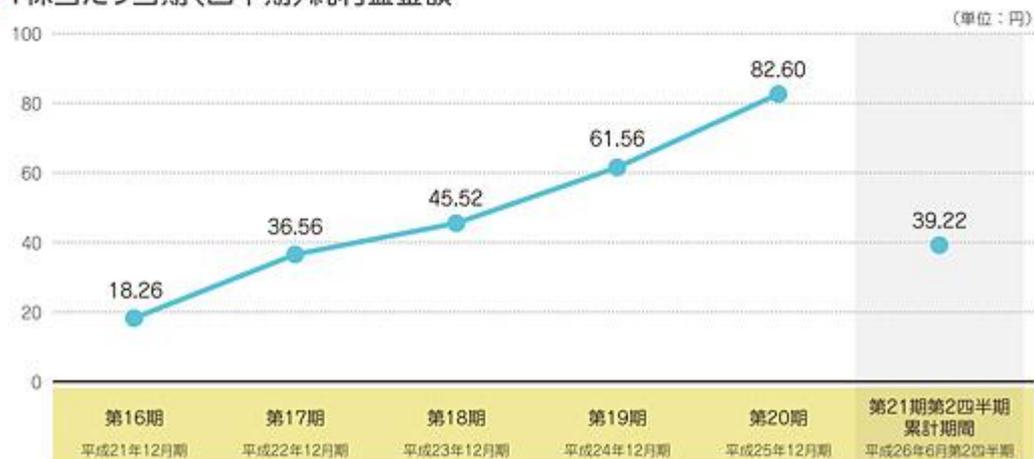


❖ 1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成24年8月17日付で株式1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

❖ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は、平成24年8月17日付で株式1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3 事業の内容

当社は病院に入院される方や、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス等の介護施設（以下「介護老人保健施設等」という）に入所される方たちに対して、衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「CS（ケア・サポート）セット」（以下、「CSセット」という）を展開しております（介護医療関連事業）。

CSセットの内容をより具体的に述べると、入院中や入所中に実際に利用する方（以下「利用者」という）が衣類・タオル類や日常生活用品を用意する代わりに、当社が衣類・タオル類の貸与と日常生活用品の販売を組み合わせ、CSセットのサービス名で提供するサービスです。これにより、入院・入所中に必要な衣類・タオル類の洗濯・交換や日常生活用品の補充の手間・心配を本人またはその家族から省くことができ、利用者は「手ぶらで入院・入所し、手ぶらで退院・退所する」ことが可能となります。利用料金について、「何」を「どれだけ」使用したかではなく、入院・入所日数で計算することも大きな特徴です。日額制の採用により、衣類・タオル類の洗濯・交換の頻度や日常生活用品の使用量を気にすることなく安心して入院・入所生活を送ることが可能となります。また、入院・入所での生活にかかる経費が計算しやすいことも利用者にとってのメリットの一つと考えております。

利用者は、入院・入所にあたって、当社と契約を締結しますが、CSセットのオペレーションの一部は、病院・介護老人保健施設等並びにリネンサプライ業者（衣類やタオル類、シーツや枕カバー等のリネン製品を供給する事業者）及び日常生活用品等販売業者等（以下「リネンサプライ業者等」という）によって行われます。

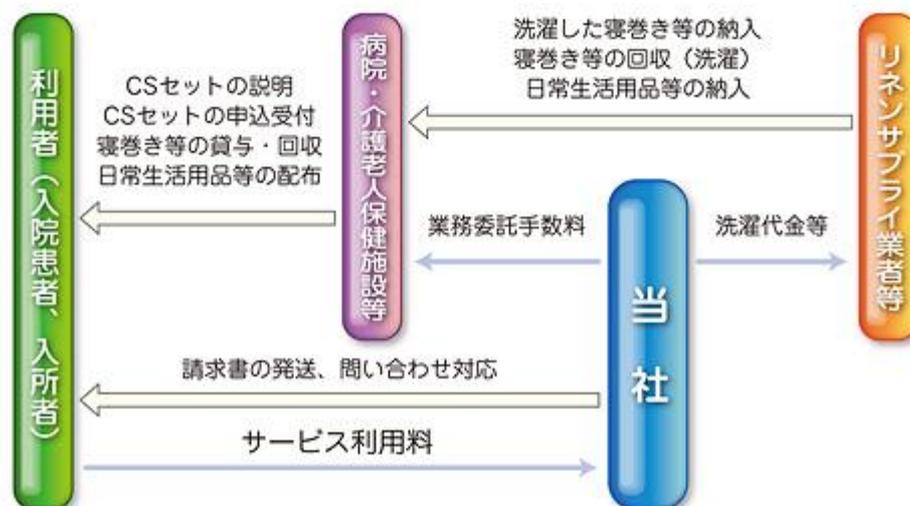
当社は、CSセットの導入時には、構成品目などのプラン設計、病院・介護老人保健施設等に対する運営面の支援、リネンサプライ業者等への寝巻き等の納入手配を行い、導入後は利用者からの利用料金の回収や問い合わせ対応等を行います。

病院・介護老人保健施設等は、CSセットの構成品目の保管場所を用意するとともに、利用者に対してCSセットの説明、申込みの受付、寝巻き等の貸与・回収、日常生活用品等の配布を行います。当該業務の対価として当社は病院・介護老人保健施設等に業務委託手数料を支払います。

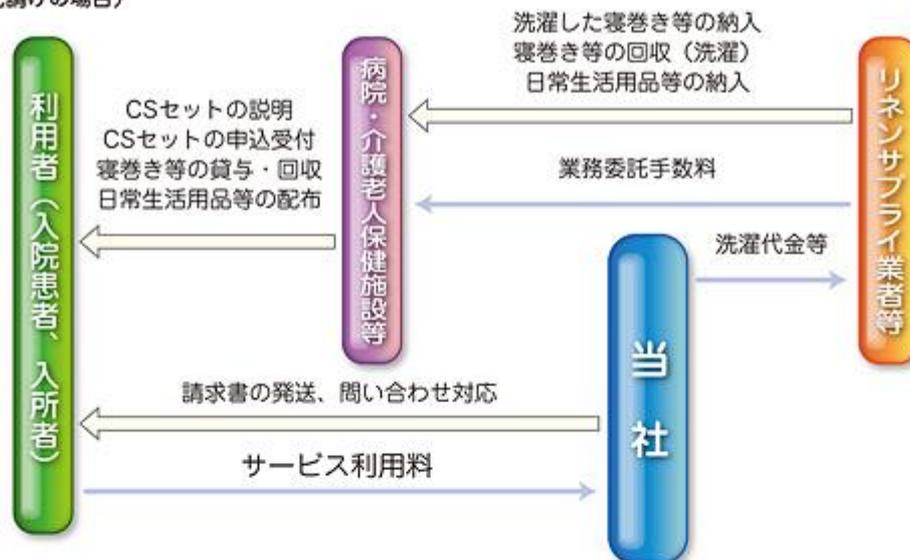
リネンサプライ業者等は、病院・介護老人保健施設等が指定した所定の場所に洗濯済みの寝巻き等・日常生活用品等を納入するとともに、使用後の寝巻き等を回収し洗濯を行います。当該業務の対価として当社はリネンサプライ業者等に洗濯代金等を支払います。

事業系統図は、以下のとおりであります。

（当社元請けの場合）



（業者元請けの場合）



（当社元請け・業者元請けについて）

CSセットの商流は、病院・介護老人保健施設等及びリネンサプライ業者等との契約形態の違いから2つの取引形態に大別されます。

- ① 病院・介護老人保健施設等と当社が直接契約を行う形態（当社元請け）
- ② 病院・介護老人保健施設等との契約先は、リネンサプライ業者等となり、当社は病院・介護老人保健施設等と直接の契約関係とならない形態（業者元請け）

なお、この取引形態の違いは、病院・介護老人保健施設等への接触経緯等によるものであり、CSセット運営にあたっての各々の関係者の役割に違いはありません。

この事業は、CSセットの利用者とその家族だけでなく、病院・介護老人保健施設等、リネンサプライ業者等にもメリットを提供することができると考えており、当社が中心となってWin-Winの関係を構築できるという特徴があります。

①病院・介護老人保健施設等にとってのメリット

病院・介護老人保健施設等が自ら、保険適用外のサービスに関して患者・入所者に利用料金を請求する場合、厚生労働省からの行政指導に従った厳格な対応が必要とされております。当社は、前述の行政指導に適合した形態で本サービスを提供します。本サービスを採用することにより、看護師・介護士等にとっても現場での洗濯や日常生活用品の補充等に関する作業負担が軽減されることになります。加えて、当社は、病院・介護老人保健施設等に対して本サービスの患者・入所者への説明・受付業務や物品保管業務を委託し、その対価として業務委託手数料を支払いますので、病院・介護老人保健施設等の収益にも貢献します。

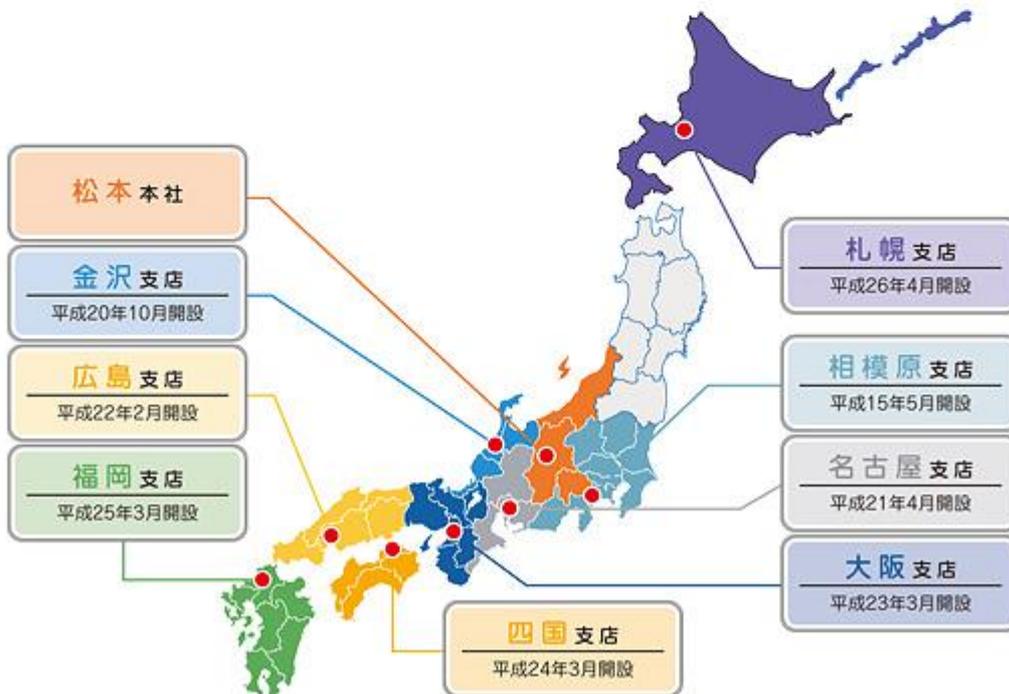
②リネンサプライ業者等のメリット

リネンサプライ業者等は、病院・介護老人保健施設等と契約し、医療保険・介護保険の対象となる寝具類（布団、包布、シーツ、枕、枕カバー）の納入、洗濯業務を受託しています。当社が本サービスを行うことによりリネンサプライ業者等はこれまで実施していなかったCSセットに含まれる日常生活のため用いるタオル類、衣類のリース、洗濯業務や日常生活用品の販売という新たな収益機会を得ることが可能となります。

■ CSセットのイメージ



■ 拠点所在地（平成26年6月末現在）



第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
売上高 (千円)	2,203,734	2,898,319	3,647,993	4,601,430	6,024,780
経常利益 (千円)	103,241	185,354	244,545	309,227	401,000
当期純利益 (千円)	54,791	109,683	136,569	184,685	247,794
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	600	600	600	30,000	30,000
純資産額 (千円)	155,689	261,685	392,276	571,156	810,296
総資産額 (千円)	700,694	943,125	1,249,072	1,737,274	2,267,937
1株当たり純資産額 (円)	259,483.03	436,142.60	653,793.70	190.39	270.10
1株当たり配当額 (円)	5,000.00	8,333.33	11,000.00	360.00	400.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	91,319.41	182,806.47	227,615.11	61.56	82.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.2	27.7	31.4	32.9	35.7
自己資本利益率 (%)	42.2	52.6	41.8	38.3	35.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	5.5	4.6	4.8	5.8	4.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	86,570	262,623
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	278,424	43,834
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	196,690	40,315
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	409,588	588,061
従業員数 (人)	43	50	61	74	93
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(12)	(19)	(35)	(49)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第16期及び第17期は、利益基準及び利益剰余金基準からみて、重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。また、第18期以降は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は3,000,000株となっております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第16期から第18期までは、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第19期以降は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 当社は、第19期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第16期から第18期までのキャッシュ・フロー計算書にかかる各項目については記載しておりません。

8. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第19期及び第20期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 第19期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
平成24年8月17日付で1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成24年8月17日付で株式1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第16期、第17期及び第18期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額（円）	51.90	87.23	130.76	190.39	270.10
1株当たり当期純利益金額（円）	18.26	36.56	45.52	61.56	82.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	1.00	1.66	2.20	3.60	4.00
（1株当たり中間配当額）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

2【沿革】

年月	事項
平成7年2月	神奈川県相模原市にて寝具販売業を事業目的として有限会社エラン設立
平成9年9月	業務拡大のため、神奈川県座間市に本社移転
平成9年11月	株式会社エランに組織変更
平成10年11月	長野県松本市（南原）に松本支店開設 寝具リフォーム事業を開始
平成13年6月	寝具リフォーム事業拡大のため、本社を長野県松本市（南原）に移転
平成13年8月	寝具リフォーム事業拡大のため、長野県長野市に長野支店開設
平成15年5月	神奈川県相模原市中央区に相模原支店開設 介護医療関連事業を開始 相模原支店において、CSセットのサービスを開始
平成18年1月	松本本社において、CSセットのサービスを開始
平成18年12月	長野支店を閉鎖（松本本社に統合） 介護医療関連事業に経営資源を集中させるため、寝具販売業及び寝具リフォーム事業を縮小
平成20年9月	長野県松本市（高宮東）に本社移転
平成20年10月	石川県金沢市に金沢支店開設
平成21年4月	愛知県名古屋市中区に名古屋支店開設
平成22年2月	広島県広島市中区に広島支店開設
平成23年3月	大阪府吹田市に大阪支店開設
平成24年3月	香川県高松市に四国支店開設
平成24年9月	長野県松本市（出川町）に本社移転
平成25年1月	相模原支店において、教養娯楽セットのサービスを開始
平成25年3月	福岡県福岡市博多区に福岡支店開設
平成26年4月	北海道札幌市白石区に札幌支店開設

3【事業の内容】

当社は病院に入院される方や、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス等の介護施設（以下「介護老人保健施設等」という）に入所される方たちに対して、衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「CS（ケア・サポート）セット」（以下、「CSセット」という）を展開しております（介護医療関連事業）。

CSセットの内容をより具体的に述べると、入院中や入所中に実際に利用する方（以下「利用者」という）が衣類・タオル類や日常生活用品を用意する代わりに、当社が衣類・タオル類の貸与と日常生活用品の販売を組み合わせ、CSセットのサービス名で提供するサービスです。これにより、入院・入所中に必要な衣類・タオル類の洗濯・交換や日常生活用品の補充の手間・心配を本人またはその家族から省くことができ、利用者は「手ぶらで入院・入所し、手ぶらで退院・退所する」ことが可能となります。利用料金について、「何」を「どれだけ」使用したかではなく、入院・入所日数で計算することも大きな特徴です。月額制の採用により、衣類・タオル類の洗濯・交換の頻度や日常生活用品の使用量を気にすることなく安心して入院・入所生活を送ることが可能となります。また、入院・入所での生活にかかる経費が計算しやすいことも利用者にとってのメリットの一つと考えております。

利用者は、入院・入所にあたって、当社と契約を締結しますが、CSセットのオペレーションの一部は、病院・介護老人保健施設等並びにリネンサプライ業者（衣類やタオル類、シーツや枕カバー等のリネン製品を供給する事業者）及び日常生活用品等販売業者等（以下「リネンサプライ業者等」という）によって行われます。

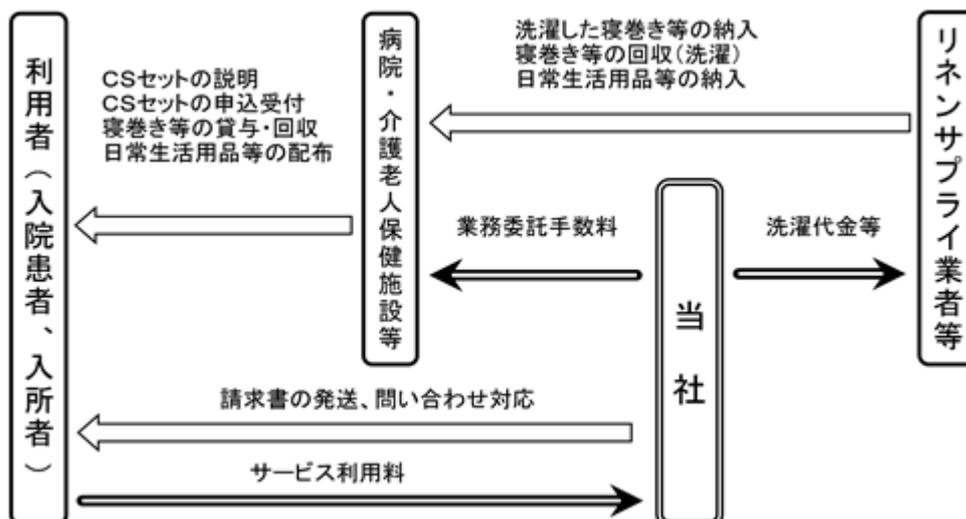
当社は、CSセットの導入時には、構成品目などのプラン設計、病院・介護老人保健施設等に対する運営面の支援、リネンサプライ業者等への寝巻き等の納入手配を行い、導入後は利用者からの利用料金の回収や問い合わせ対応等を行います。

病院・介護老人保健施設等は、CSセットの構成品目の保管場所を用意するとともに、利用者に対してCSセットの説明、申込みの受付、寝巻き等の貸与・回収、日常生活用品等の配布を行います。当該業務の対価として当社は病院・介護老人保健施設等に業務委託手数料を支払います。

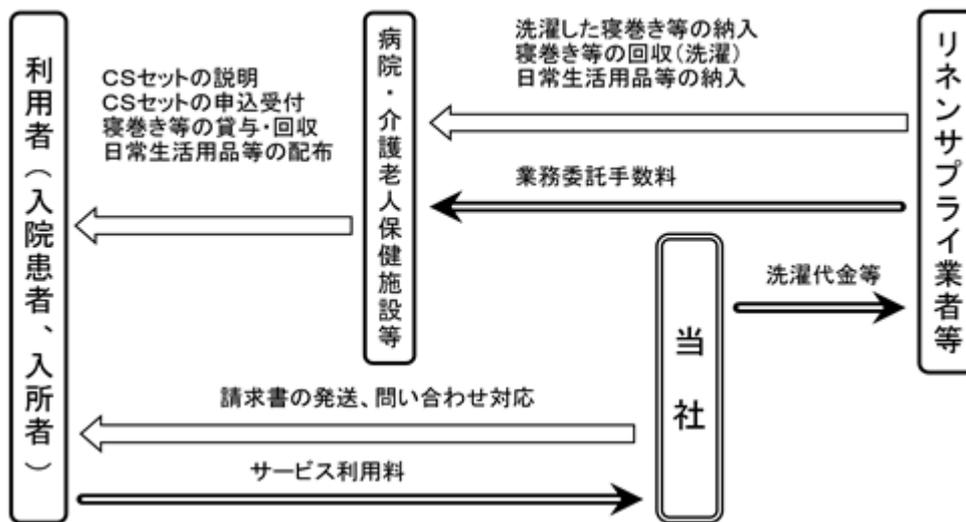
リネンサプライ業者等は、病院・介護老人保健施設等が指定した所定の場所に洗濯済みの寝巻き等・日常生活用品等を納入するとともに、使用後の寝巻き等を回収し洗濯を行います。当該業務の対価として当社はリネンサプライ業者等に洗濯代金等を支払います。

事業系統図は、以下のとおりであります。

（当社元請けの場合）



（業者元請けの場合）



（当社元請け・業者元請けについて）

CSセットの商流は、病院・介護老人保健施設等及びリネンサプライ業者等との契約形態の違いから2つの取引形態に大別されます。

病院・介護老人保健施設等と当社が直接契約を行う形態（当社元請け）

病院・介護老人保健施設等との契約先は、リネンサプライ業者等となり、当社は病院・介護老人保健施設等と直接の契約関係とならない形態（業者元請け）

なお、この取引形態の違いは、病院・介護老人保健施設等への接触経緯等によるものであり、CSセット運営にあたっての各々の関係者の役割に違いはありません。

この事業は、CSセットの利用者とその家族だけでなく、病院・介護老人保健施設等、リネンサプライ業者等にもメリットを提供できると考えており、当社が中心となってWin-Winの関係を構築できるという特徴があります。

病院・介護老人保健施設等にとってのメリット

病院・介護老人保健施設等が自ら、保険適用外のサービスに関して患者・入所者に利用料金を請求する場合、厚生労働省からの行政指導に従った厳格な対応が必要とされております。当社は、前述の行政指導に適合した形態で本サービスを提供します。本サービスを採用することにより、看護師・介護士等にとっても現場での洗濯や日常生活用品の補充等に関する作業負担が軽減されることとなります。加えて、当社は、病院・介護老人保健施設等に対して本サービスの患者・入所者への説明・受付業務や物品保管業務を委託し、その対価として業務委託手数料を支払いますので、病院・介護老人保健施設等の収益にも貢献します。

リネンサプライ業者等のメリット

リネンサプライ業者等は、病院・介護老人保健施設等と契約し、医療保険・介護保険の対象となる寝具類（布団、包布、シーツ、枕、枕カバー）の納入、洗濯業務を受託しています。当社が本サービスを行うことによりリネンサプライ業者等はこれまで実施していなかったCSセットに含まれる日常生活のため用いるタオル類、衣類のリース、洗濯業務や日常生活用品の販売という新たな収益機会を得ることが可能となります。

また、平成25年1月から、介護老人保健施設等において新サービス「教養娯楽セット」をテストスタートさせております。このサービスは介護老人保健施設等に入所されている方に対し、教養娯楽サービス（レクリエーションサービス）を提供するサービスです。当社の教養娯楽サービス専門職員が介護老人保健施設等に出張し、入所されている方の状態に合わせて、リハビリ効果が期待される玩具（アクティビティ・トイ）や昔懐かしい玩具（こま、かるた等）を用いレクリエーションを行ったり、キーボード演奏により一緒に歌を歌ったりすることにより、より入所生活を楽しく、豊かなものにしていただくサービスです。現在は、将来の主たるサービスのひとつとするべく、運営手法のデータを蓄積している段階であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
114（64）	30.2	3.5	4,795,895

セグメント情報を記載していないため、部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

部門の名称	従業員数（人）
営業部門	73（8）
管理部門	41（56）
合計	114（64）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が最近1年間において、19名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第20期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策等により円高の是正や株価の上昇が進み、輸出関連企業を中心に企業収益は全体として回復傾向にありました。個人消費につきましても消費マインドの改善により一部回復の兆しが表れ、景気は回復基調で推移いたしました。

医療・介護業界におきましては、高齢人口の増大に伴い、継続的に市場規模が拡大することが予想されるものの、今後の行政施策の変更や法改正の可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現等を考えると、決して楽観できる状況ではありません。

このような状況のもと、当社は、介護医療関連事業の主力サービスである「CS（ケア・サポート）セット」（病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者が必要とする日用品のレンタル及び物品提供サービス）（以下、「CSセット」という）のサービスを一層普及させるため、当該セットの内容に関しては、利用者、ご家族、医療・介護施設職員の意見を取り入れ、商品群を増やしてまいりました。また、商品を紙オムツや排せつ関連商品だけに絞った紙オムツセットの運用拡大など、商品・サービスの充実に努め、営業活動を積極的に展開してまいりました。その結果、CSセットを導入する病院・介護老人保健施設等は314施設から406施設と順調に増加し、収益向上を図ることができました。

CSセットサービスは、病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者の入院・入所生活をサポートするとともに、入院・入所時に生じる家族の負担、そこで働く医療・介護施設職員の負担を軽減するものとして、多くの方々にご利用いただいているものであります。

また当社は、営業拠点の拡大を図るため、平成25年3月に福岡県福岡市博多区に福岡支店を開設し、九州地方での営業活動を開始いたしました。福岡支店を含む全営業拠点にて営業活動を積極的に展開し、介護医療関連事業の全国展開に向けての地盤を固めてまいりました。

さらに、平成25年1月に1施設に対し、新サービスである「教養娯楽セット」（介護老人保健施設等入所者へのレクリエーション提供サービス）をテストスタートさせました。

以上の結果、当事業年度の売上高は6,024,780千円（前年同期比30.9%増）、営業利益は402,689千円（同31.7%増）、経常利益は401,000千円（同29.7%増）となり、当期純利益は247,794千円（同34.2%増）となりました。

第21期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策及び日本銀行の金融政策により、緩やかに景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、一方で消費税増税に伴う物価の上昇、ガソリン価格の高騰や電気料金の値上がりなど、個人消費マインドの低下により、足元の経済環境は不透明な状況にあります。

当社が属する医療・介護業界におきましては、高齢化が進んでいる状況であり、継続的に市場規模は拡大するものと思われまます。

こうした環境の中、当社は、平成26年4月に北海道札幌市白石区に札幌支店を開設し、北海道地方での営業活動を開始いたしました。全社を挙げて介護医療関連事業の主力サービスであるCSセットをより普及・拡大させるため、当該サービス未導入の施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して、全営業拠点を挙げて積極的に営業活動を展開したことにより、当第2四半期累計期間における新規導入施設数は56件となり、当第2四半期会計期間末のCSセット導入施設数は460施設となりました。既に導入済みの施設につきましても、CSセットの内容を随時見直し、利用者がより入院・入所生活を快適に過ごせるサービスにしてまいりました。また、カスタマーサポート体制をこれまで以上に充実させることを目的に、平成26年4月より「お客様相談室」を設置して顧客満足度の向上に努めてまいりました。

このような状況の中で、当社の当第2四半期累計期間の業績は、売上高3,507,280千円、営業利益200,619千円、経常利益199,714千円、四半期純利益117,645千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ178,473千円増加し、当事業年度末には588,061千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は262,623千円（前年同期比203.4%増）となり、前事業年度に比べ176,052千円増加しました。当事業年度における営業活動による資金の増加の主な要因は、税引前当期純利益が401,115千円、仕入債務の増加額が219,445千円となったものの、売上債権の増加額が285,938千円、たな卸資産の増加額が59,161千円、法人税等の支払額が134,804千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は43,834千円であり、前事業年度に比べ234,590千円支出が減少しました（前年同期比84.3%減）。当事業年度における投資活動による資金の使用の主な内容は、支店の開設や移転に伴い内装工事費用や敷金の支払いが生じたことにより、有形固定資産の取得による支出が20,293千円、その他の支出が30,679千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果使用した資金は40,315千円であります。前事業年度は196,690千円の資金流入でしたが、当事業年度は40,315千円の資金流出に転じました。当事業年度における財務活動による資金の使用の主な内容は、長期借入金の返済による支出が46,175千円、配当金の支払額が10,800千円発生したことによるものであります。

第21期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ55,165千円増加し、当第2四半期会計期間末には643,227千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動の結果得られた資金は24,195千円となりました。当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加の主な要因は、税引前四半期純利益が199,831千円、仕入債務の増加額が73,305千円、貸倒引当金の増加額が41,421千円、未払金の増加額が35,099千円となったものの、売上債権の増加額が232,674千円、法人税等の支払額が104,581千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動の結果使用した資金は15,781千円となりました。当第2四半期累計期間における投資活動による資金の使用の主な内容は、松本本社別棟の内装工事費用及び支店の開設や移転に伴う内装工事費用並びに敷金の支払いが生じたことにより、有形固定資産の取得による支出が13,712千円、その他の支出が4,114千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動の結果得られた資金は46,752千円となりました。当第2四半期累計期間における財務活動による資金の増加の主な要因は、長期借入金の返済による支出が12,588千円、配当金の支払額が12,000千円発生したものの、短期借入金の増加額が71,340千円となったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注から役務提供の開始までの期間が短いため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第20期事業年度及び第21期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第20期 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第21期第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
介護医療関連事業	6,024,780	130.9	3,507,280
合計	6,024,780	130.9	3,507,280

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

今後の経営環境につきましては、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率は高齢人口の増大に伴い、継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当社事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社といたしましては、そのような外部環境の変化の中にあっても更なる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

営業拠点の拡大

平成25年3月に福岡県福岡市博多区に福岡支店を開設し、平成26年3月末までに3施設に対してCSセットの導入を行うことが出来ました。今後とも、福岡、佐賀、長崎の九州北部3県において重点的に営業活動を行っていく予定です。また、平成26年4月に北海道札幌市白石区に札幌支店を開設したことによって、北海道、本州、四国、九州の全てに支店を出すことが出来ました。

今後は、東北地方を管轄する支店及び北関東地方を管轄する大宮支店を開設し、全国での販売網確立を図ってまいります。

知名度、ブランド力の向上

介護医療関連事業は、当社におけるサービス開始が平成15年とまだ歴史が浅く、社会的に十分に認知されていないサービスであるため、CSセットの利用者や取引先（病院・老人介護保健施設等及びリネンサプライ業者等）に対し、サービスの内容やメリットを十分に訴求できていないと認識しております。利用者に安心してサービスを利用して頂くためにも、当社名及び「CSセット」の知名度、ブランド力を高めていく必要があるものと認識しております。

人材の育成

当社は、若手社員の教育、育成を当社が永続的に成長するためには欠くことのできない重要な課題であると認識しております。現在行っている階層別研修を軸に社員の能力と知識の向上を図っていくとともに、外部人材育成コンサルタントも積極的に利用し、社員全体のレベルアップを目指してまいります。

システム化の促進

当社は、CSセットの運営に当たって、顧客情報管理（顧客情報及びCSセットの利用状況）や物流管理において情報システムを利用しております。今後もCSセット導入施設の増加に伴い、取り扱う情報量やこれに対応する事務作業が増加することが予想されます。これに対応するため、請求関連業務や物流関連業務に関する情報システム化を積極的に推進することによって、より正確かつ効率的に業務を遂行するとともに、入手した各種データを分析することによって新たなビジネス展開の可能性も探ってまいります。

また、営業面においても、新規顧客への提案頻度の増加と初回提案から導入までのスピードアップを図るため、電子端末器の導入及び専用ソフトウェアの開発を検討してまいります。

CSセット利用料金の回収能力の向上

当社が提供するCSセットの利用者は、病院・介護老人保健施設等に入院、入所する個人です。病院・介護老人保健施設等の窓口において利用申込みが行われますが、申込み時に利用者個人の信用能力の調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。また、利用中や退院・退所後に経済状態が悪化されることやお亡くなりになることもあることから、利用料金の一部について滞留及び貸倒れが発生します。

当社では、債権管理部門において書面及び電話によるきめ細やかな回収活動を実施しておりますが、今後の請求件数の増加に耐えうる債権回収体制を構築し、回収能力を向上してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものです。なお、以下の記載は、投資判断に影響を及ぼすすべてのリスクを網羅するものではないことにご留意ください。

(1) 他社との競合について

当社が行う介護医療関連事業については、当社と競合関係にある会社が数社あるものの、全国展開を目指している一定規模以上の事業者は現時点においては存在していないものと認識しております。しかしながら、リネンサプライ業者やその他、病院・介護関係の事業者がさらなる収益を期待して、当社同様の定額サービスを行うことや他の事業者が新規参入を行うことの可能性は否定できません。当社は、これまで蓄積してきた介護医療関連事業に関する運営ノウハウを進化させるとともに、リネンサプライ業者及び日常生活用品等販売業者などとの良好な関係を維持・向上することにより事業基盤をより確実なものとするべく努めてまいりますが、当社に比べ、資本力、知名度、顧客基盤に優れる会社が新規参入する等他社との競合状況が激化した場合には、既存顧客の喪失や収益力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 商品の安全性について

当社では、CSセットの利用者に対し、寝巻き、タオル等のレンタルや紙おむつや身の回り品の販売を行っております。リネンサプライ業者については、医療関連サービスマーク（注）取得の有無や洗濯工程における衛生面の確認など安全性には十分な配慮をしておりますが、何らかの理由により提供したこれら物品に重大な問題が発生した場合は、当社への損害賠償請求や当社に対する信用の失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（注）「一般財団法人医療関連サービス振興会」が、良質な医療関連サービスに対して認定を行っているものです。

(3) 特定の取引先との取引について

タオル類・衣類等の洗濯物やその他消耗品としてCSセットサービスにより提供する物資についてはリネンサプライ業者等から洗濯業務の提供と商品の供給を受けております。CSセットサービスの展開は、既にその病院・介護老人保健施設等において寝具などのリース、洗濯業務を行っている既存のリネンサプライ業者等と提携することを基本としている為、市場シェアの高いリネンサプライ業者等との取引割合が高くなる傾向にあります。これらリネンサプライ業者等とは相互協力関係にあり、良好な関係の維持に努めておりますが、リネンサプライ業者等の事業方針や当社との関係等に変化が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はCSセットサービスにより提供する消耗品（日常生活用品）の配送、納品作業、在庫管理等の物流業務の一部を、当社の運営ノウハウを用いて特定業者へ外部委託しておりますが、当該外部委託先の事業方針や当社との関係等に変化が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 新規導入施設への導入計画が想定どおり進まないことによるリスク

当社は、平成15年5月のサービス開始以来、病院・介護老人保健施設等を対象にCSセットサービスを提供してまいりました。営業エリアの開拓にあたっては、新規に営業拠点を配置し、当該拠点を中心に新たな院所への提案・導入を行っております。過去の売上高、期末（四半期末）契約施設数及び期末（四半期末）の営業拠点の状況は以下のとおりです。

	平成21年 12月期	平成22年 12月期	平成23年 12月期	平成24年 12月期	平成25年 12月期	平成26年 12月期 (第2四半期)
売上高（千円）	2,203,734	2,898,319	3,647,993	4,601,430	6,024,780	3,507,280
期末（四半期末）契約施設数	120施設	156施設	218施設	314施設	406施設	460施設
期末（四半期末）営業拠点	4 拠点 松本、相模原 金沢、名古屋	5 拠点 松本、相模原 金沢、名古屋 広島	6 拠点 松本、相模原 金沢、名古屋 広島、大阪	7 拠点 松本、相模原 金沢、名古屋 広島、大阪 四国	8 拠点 松本、相模原 金沢、名古屋 広島、大阪 四国、福岡	9 拠点 松本、相模原 金沢、名古屋 広島、大阪 四国、福岡 札幌

今後も、当社独自の営業活動のほか、提携しているリネンサプライ業者等との連携等によって、新規の契約施設の獲得に努めていきますが、当社における人材面・物流面等の問題や提携先との関係変化等が生じた場合には、新規導入施設への導入計画が想定どおり進まず、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 各種規制について

当社は、病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者に対して医療保険や介護保険制度の対象とならない独自のサービスとしてCSセットを提供しております（介護医療関連事業）。当該事業を行うにあたって必要となる許認可、免許、登録、行政指導等はありませんが、サービス提供の場である病院や介護老人保健施設等は、医療法、健康保険法、介護保険法等の法律や厚生労働省等の行政・所管官庁による指導・規制のもと運営されていることから、当社においても各種規制について特段の注意を払っております。

しかしながら、医療法、健康保険法、介護保険法等の法令の改正や、行政指導の運用の見直し等が行われ、当社が何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社は、介護医療関連事業において、利用者の個人情報を入手しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。当社では、個人情報の取扱と管理には細心の注意を払い、社内でのルール化やその手続きの明確化・徹底化を図っております。また、平成21年3月に、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークの付与認定を受けており、平成25年3月に更新しております。

しかしながら、全てのリスクを完全に排除することは困難であり、個人情報の漏洩等のトラブルが発生する可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、損害賠償請求や信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 今後の事業展開について

当社は、事業基盤の拡大と収益の安定化を図り、成長を加速させるために、介護医療関連事業で培ったノウハウを活かせる関連・周辺事業への積極展開を推進していく予定です。新規事業展開にあたっては慎重な検討を重ねたうえで取り組んでまいります。当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画通りの成果が得られない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 組織体制について

人材の確保と育成について

当社が今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには、優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画通りに進まなかった場合、あるいは、人材育成が計画通りに進まず、重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

小規模組織特有のリスクについて

当社は、平成26年8月31日現在、取締役4名、監査役3名、従業員114名（臨時雇用者を除く）で構成されており、現在の内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。当社では今後、業容の拡大及び従業員の増加にあわせて組織整備、内部管理体制の拡充等を図る予定ですが、これらの対応が順調に進まなかった場合には、当社の業務に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び会計上の見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の金額など開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、本書「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

(2) 財政状態の分析

第20期事業年度末（平成25年12月31日）

（資産）

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ流動資産が516,441千円増加し、固定資産が14,221千円増加した結果、資産の部は530,662千円増加し、2,267,937千円となりました。

主な増加要因は、CSセット利用者の増加に伴う売上高の増加により、現金及び預金が178,778千円、売掛金が197,438千円、未収入金が88,500千円、商品が59,161千円増加するとともに、支店の新設及び移転に伴い、敷金が17,940千円増加したことであります。

（負債）

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ流動負債が316,698千円増加し、固定負債が25,176千円減少した結果、負債の部は291,522千円増加し、1,457,641千円となりました。

主な増加要因は、CSセット利用者の増加に伴う仕入高等の増加により、買掛金が219,445千円、未払金が35,120千円増加するとともに、未払法人税等が36,095千円、未払消費税等が20,163千円増加したことであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ239,140千円増加し、810,296千円となり、自己資本比率は35.7%となりました。

主な増加要因は、当期純利益247,794千円の計上により、繰越利益剰余金が増加したことであります。

第21期第2四半期会計期間末（平成26年6月30日）

（資産）

当第2四半期会計期間末の資産合計は、2,539,444千円と前事業年度末に比べて271,506千円の増加となりました。

これは主に、現金及び預金55,170千円の増加、売掛金135,217千円の増加、未収入金97,456千円の増加及び無形固定資産が15,966千円増加したためであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末の負債合計は、1,624,060千円と前事業年度末に比べて166,418千円の増加となりました。

これは主に、未払法人税等8,251千円の減少、長期借入金12,588千円の減少があったものの、短期借入金が71,340千円増加し、買掛金が73,305千円増加したためであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ105,087千円増加し、915,384千円となり、自己資本比率は36.0%となりました。これは主に、利益剰余金が四半期純利益の計上により117,645千円増加した一方、剰余金の配当により12,000千円減少したためであります。

(3) 経営成績の分析

第20期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ1,423,350千円増加の6,024,780千円（前年同期比30.9%増）となりました。これは、主力サービスであるCSセットのサービス内容を、利用者、ご家族、医療・介護施設職員など現場の意見を取り入れ、より細やかなニーズに応えられるものへ見直した結果、本サービスを導入する病院及び介護老人保健施設等が314施設から406施設と順調に増加したことによるものです。これに加え、平成25年3月に福岡県福岡市博多区に福岡支店を開設し、九州地方での営業活動を開始したことも、売上高を押し上げる要因となりました。

（売上総利益）

当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ394,930千円増加の1,654,912千円（前年同期比31.3%増）となりました。売上総利益率は、前事業年度の27.4%から27.5%とほぼ横ばいの推移となりました。これは、売上高の増加率と売上原価の増加率がほぼ同等であったことによるものであります。

（販売費及び一般管理費）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ298,031千円増加の1,252,223千円（前年同期比31.2%増）となりました。主な増加要因は、従業員数の増加による給与手当の増加100,859千円、CSセット導入施設数の増加に伴う物流や請求に係る外注費の増加33,828千円、売上債権回収に係る収納代行業者手数料を主とした支払手数料の増加23,606千円であります。

（営業利益）

当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ96,899千円増加の402,689千円（前年同期比31.7%増）となりました。営業利益率は、前事業年度の6.6%から6.7%とほぼ横ばいの推移となりました。これは、売上総利益の増加率と販売費及び一般管理費の増加率がほぼ同等であったことによるものであります。

（営業外損益）

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べ2,992千円減少の3,710千円（前年同期比44.6%減）となりました。減少要因は、前事業年度において補助金収入に計上された、松本本社の空調設備に関連した「高効率ガス空調設備導入促進事業費補助金」の受給終了によるものであります。

当事業年度の営業外費用は、前事業年度に比べ2,132千円増加の5,398千円（前年同期比65.3%増）となりました。主な増加要因は、支店転居等に伴う固定資産除却損1,706千円によるものであります。

（経常利益）

当事業年度の経常利益は、前事業年度に比べ91,773千円増加の401,000千円（前年同期比29.7%増）となりました。経常利益率は、6.7%と前事業年度の数値と同等のものであります。

（特別損益）

当事業年度の特別利益は、前事業年度に比べ1,091千円減少の190千円（前年同期比85.2%減）となりました。これは、前事業年度で計上された固定資産売却益が当事業年度では少額にとどまったことによるものであります。

当事業年度の特別損失は、社用車の売却損75千円を計上しております。

（当期純利益）

当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べ63,109千円増加の247,794千円（前年同期比34.2%増）となりました。当期純利益率は、前事業年度の4.0%から4.1%とほぼ横ばいの結果となりました。

第21期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

（売上高）

当第2四半期累計期間の売上高は、3,507,280千円となりました。

前事業年度に引き続き、当第2四半期累計期間においても、全国の各拠点にてCSセットの営業活動を精力的に展開した結果、本サービスを導入する病院及び介護老人保健施設等が406施設から460施設に増加しました。このため、売上高が増加しております。

（売上総利益）

当第2四半期累計期間の売上総利益は、970,261千円となりました。

売上高と同様、当第2四半期累計期間末におけるCSセットサービスを導入する病院及び介護老人保健施設等が406施設から460施設に増加したことにより、売上総利益が増加しております。

（販売費及び一般管理費）

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、769,642千円となりました。

販売費及び一般管理費のうち、特に、給与手当が人員数の拡大により増加しているとともに、外注費が請求件数の増加及び消費税増税対応費用の発生、並びに物流業者への委託ルートの拡大により増加しております。

（営業利益）

当第2四半期累計期間の営業利益は、200,619千円となりました。

販売費及び一般管理費が増加しておりますが、売上総利益がそれを上回る水準で増加しているため、営業利益も順調に増加しております。

（営業外損益）

当第2四半期累計期間の営業外収益は、682千円となりました。

当該営業外収益の主な内容は、預金利息に係る受取利息、投資有価証券に係る受取配当金、松本本社駐車場に係る受取家賃です。

当第2四半期累計期間の営業外費用は、1,587千円となりました。

当該営業外費用の内容は、銀行借入に係る支払利息です。

（経常利益）

当第2四半期累計期間の経常利益は、199,714千円となりました。

営業外損益に金額的重要性の高い項目がないことから、営業利益と同様に、経常利益も増加しております。

（特別損益）

当第2四半期累計期間の特別利益は、117千円となりました。

当該特別利益の内容は、営業車両の売却に係る固定資産売却益です。

（四半期純利益）

当第2四半期累計期間の四半期純利益は、117,645千円となりました。

経常利益が増加している一方で、特別損益に金額的重要性の高い項目がないことから、四半期純利益も増加しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

第20期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度のキャッシュ・フローの状況は、本書「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しておりますが、その分析の状況は次のとおりであります。

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ178,473千円増加し、当事業年度末には588,061千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は262,623千円（前年同期比203.4%増）となり、前事業年度に比べ176,052千円増加しました。当事業年度における営業活動による資金の増加の主な要因は、税引前当期純利益が401,115千円、仕入債務の増加額が219,445千円となったものの、売上債権の増加額が285,938千円、たな卸資産の増加額が59,161千円、法人税等の支払額が134,804千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は43,834千円であり、前事業年度に比べ234,590千円支出が減少しました（前年同期比84.3%減）。当事業年度における投資活動による資金の使用の主な内容は、支店の開設や移転に伴い内装工事費用や敷金の支払いが生じたことにより、有形固定資産の取得による支出が20,293千円、その他の支出が30,679千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果使用した資金は40,315千円であります。前事業年度は196,690千円の資金流入でしたが、当事業年度は40,315千円の資金流出に転じました。当事業年度における財務活動による資金の使用の主な内容は、長期借入金の返済による支出が46,175千円、配当金の支払額が10,800千円発生したことによるものであります。

第21期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ55,165千円増加し、当第2四半期会計期間末には643,227千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動の結果得られた資金は24,195千円となりました。当第2四半期累計期間における営業活動による資金の増加の主な要因は、税引前四半期純利益が199,831千円、仕入債務の増加額が73,305千円、貸倒引当金の増加額が41,421千円、未払金の増加額が35,099千円となったものの、売上債権の増加額が232,674千円、法人税等の支払額が104,581千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動の結果使用した資金は15,781千円となりました。当第2四半期累計期間における投資活動による資金の使用の主な内容は、松本本社別棟の内装工事費用及び支店の開設や移転に伴う内装工事費用並びに敷金の支払いが生じたことにより、有形固定資産の取得による支出が13,712千円、その他の支出が4,114千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動の結果得られた資金は46,752千円となりました。当第2四半期累計期間における財務活動による資金の増加の主な要因は、長期借入金の返済による支出が12,588千円、配当金の支払額が12,000千円発生したものの、短期借入金の増加額が71,340千円となったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、行政施策の変更や法改正、当社の業態に類似した新規参入業者の出現、さらには、商品の安全性を担保できなかった場合の信用失墜のリスクなどが考えられます。

なお、詳細につきましては、本書「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社の当面の経営課題は、営業拠点の拡大と知名度、ブランド力の向上です。

営業拠点の拡大につきましては、当事業年度の福岡支店開設に続き、平成26年4月に北海道札幌市白石区に支店を開設いたしました。今後は北海道地域の営業体制の構築を早期に実現していきます。また、これにより営業拠点が全国9箇所に広がることになりましたが、CSセットサービスの歴史は浅く、社会的に十分認知されているとは言えないことから、当社は、CSセットサービスのメリットや当社名を社会に広く訴求していきます。

なお、詳細につきましては、本書「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、経営理念に掲げる「心豊かな生活環境の実現」に向けて、介護医療関連事業を中心に事業展開しておりますが、今後は、将来的な行政施策の変更や法改正、または新規参入業者の出現といった諸々の事業リスクにも適宜・適切に対応していくことが必要不可欠であります。そこで当社は、既存商品及びサービスの充実、CSセットの全国展開に加え、教養娯楽セットに続く新サービスの創出及びオリジナル商品開発にも積極的に取り組んでまいります。

また、当社は、若手社員の教育、育成を当社が永続的に成長するためには欠くことのできない重要な課題であると認識しております。現在行っている階層別研修を軸に社員の能力と知識の向上を図っていくとともに、外部人材育成コンサルタントも積極的に利用し、社員全体のレベルアップを目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第20期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度においては、福岡支店の新規開設に加え、事業規模の拡大に伴う従業員数の増大及び業務量の増大に対応するため、相模原、金沢、広島、大阪の4拠点にて事務所を移転し、内装工事等を実施いたしました。

また、システム化による作業効率向上を意図に、各種ソフトウェアの導入も進めてまいりました。

このため、当事業年度の設備投資総額は、25,845千円であり、主なものは、建物15,671千円、ソフトウェア3,434千円等であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第21期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期累計期間においては、札幌支店の新規開設に伴う内装工事、松本本社別棟の休憩スペース内装工事、営業車両の購入、システム開発等の設備投資を実施いたしました。

これによる当第2四半期累計期間における設備投資総額は、29,262千円であり、主なものは、建物7,503千円、ソフトウェア16,809千円等であります。

なお、当第2四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における事業所別設備及び従業員配置の状況は、次のとおりであります。

当社は、国内に9箇所の拠点（本社及び支店8拠点）を設けて事業展開しております。

なお、当社の報告セグメントは、介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

平成26年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物及び構 築物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (長野県松本市)	本社 営業所	121,573	10,163	8,601	97,943 (2,928.58)	23,102	261,384	38 (32)
相模原支店 (神奈川県相模原市 中央区)	営業所	5,192	2,704	1,169	-	-	9,067	19 (13)
金沢支店 (石川県金沢市)	営業所	2,164	368	-	-	-	2,532	6 (1)
名古屋支店 (愛知県名古屋市中 区)	営業所	597	3,195	124	-	-	3,916	11 (1)
広島支店 (広島県広島市中 区)	営業所	2,403	1,228	82	-	-	3,715	14 (5)
大阪支店 (大阪府吹田市)	営業所	2,560	1,721	72	-	-	4,354	11 (6)
四国支店 (香川県高松市)	営業所	282	551	112	-	-	946	5 (1)
福岡支店 (福岡県福岡市博多 区)	営業所	820	-	-	-	-	820	6 (-)
札幌支店 (北海道札幌市白石 区)	営業所	2,004	-	-	-	-	2,004	3 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の無形固定資産であります。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 上記の他、営業所(本社を除く)を賃借しており、年間賃借料は46,812千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成26年8月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
大宮支店 (埼玉県さいたま市)	営業所	5,000	-	増資資金	平成27年3月	平成27年3月	-
平成27年12月期 開設予定1拠点 (未定)	営業所	5,000	-	増資資金	平成27年12月	平成27年12月	-

(注) 1. 上記金額には、敷金及び差入保証金が含まれております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 完成後の増加能力は、個々の投資に対応する増加能力を具体的に数値化することは困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 平成26年6月30日開催の取締役会決議及び平成26年7月28日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は11,960,000株増加し、12,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000,000	非上場	単元株式数100株 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	3,000,000	-	-

(注) 1. 平成26年6月30日開催の取締役会決議により、平成26年7月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は2,970,000株増加し、3,000,000株となっております。

2. 平成26年6月30日開催の取締役会決議により、平成26年7月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年9月10日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年9月30日)
新株予約権の数(個)	550	550
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	550	55,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500(注)1	175(注)1、3
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月7日 至 平成30年11月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,500(注)1 資本組入額 8,750(注)1	発行価格 175(注)1、3 資本組入額 87.50(注)1、3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会において正当な理由があると認められた場合(会社都合による退職、健康上の理由による退職等)にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	(注)2

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注)2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当初の新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初の新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当初の新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件の定めに基づいて決定する。

新株予約権の取得条項

当初の新株予約権を取得できる事項の定めに基づいて決定する。

(注)3 平成26年6月30日の取締役会決議により、平成26年7月28日付で1株を100株とする株式分割を行っており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成25年9月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年9月30日）
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200	20,000（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26,000（注）1	260（注）1、3
新株予約権の行使期間	自 平成27年11月20日 至 平成31年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26,000（注）1 資本組入額 13,000（注）1	発行価格 260（注）1、3 資本組入額 130（注）1、3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会において正当な理由があると認められた場合（会社都合による退職、健康上の理由による退職等）にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	（注）2

（注）1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）2 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当初の新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初の新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当初の新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件の定めに基づいて決定する。

新株予約権の取得条項

当初の新株予約権を取得できる事項の定めに基づいて決定する。

- (注) 3 平成26年6月30日の取締役会決議により、平成26年7月28日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成26年4月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年9月30日）
新株予約権の数（個）		600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		-
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		60,000（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）		360（注）1、3
新株予約権の行使期間		自 平成28年5月17日 至 平成32年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格 360（注）1、3 資本組入額 180（注）1、3
新株予約権の行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会において正当な理由があると認められた場合（会社都合による退職、健康上の理由による退職等）にはこの限りではない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		（注）2

（注）1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）2 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当初の新株予約権に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初の新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当初の新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件の定めに基づいて決定する。

新株予約権の取得条項

当初の新株予約権を取得できる事項の定めに基づいて決定する。

- (注) 3 平成26年6月30日の取締役会決議により、平成26年7月28日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年8月17日 (注) 1.	29,400	30,000	-	30,000	-	-
平成26年7月28日 (注) 2.	2,970,000	3,000,000	-	30,000	-	-

- (注) 1. 株式分割(1:50)によるものであります。
2. 株式分割(1:100)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	8	8	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	30,000	30,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,000,000	30,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,000,000	-	-
総株主の議決権	-	30,000	-

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成24年9月10日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成24年9月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1及び従業員10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（平成25年9月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成25年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成26年4月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年4月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役2及び従業員3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保の状況、各事業年度における利益水準、次期以降の業績及び資金需要に関する見通し等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の用途につきましては、営業拠点網の拡充のための設備投資資金、請求関連業務や物流関連業務等に関する情報システムへの投資資金、新規事業開発資金等に充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めて参ります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づいて、業績や財務状況等を総合的に勘案し、期末配当金として1株当たり400円といたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成26年3月25日 定時株主総会決議	12,000	400

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	櫻井 英治	昭和45年3月28日生	昭和63年4月 株式会社ホンダクリオ相模原 (現 株式会社ホンダカーズ神 奈川西)入社 平成2年1月 日本コロンビアDCS販売株式会 社入社 平成3年2月 有限会社嘉豊(現 株式会社 びーぶる)入社 平成7年2月 当社設立 代表取締役就任(現 任) 平成20年11月 株式会社エルタスク 代表取締 役就任	(注)2	1,320,000
専務取締役	管理部長	中島 信弘	昭和44年11月11日生	平成2年1月 日本コロンビアDCS販売株式会 社入社 平成3年8月 有限会社嘉豊(現 株式会社 びーぶる)入社 平成7年2月 当社取締役就任 平成21年2月 当社専務取締役管理部長(現 任)	(注)2	1,205,000
取締役 (営業管掌)	-	峯崎 友宏	昭和47年9月7日生	平成9年4月 中島雄三税理士事務所入所 平成11年12月 有限会社アイ・エス・オー (現 株式会社アイシステムオ フィス)入社 平成15年8月 当社入社 平成21年1月 当社営業部長 平成23年7月 当社取締役就任営業部長 平成24年10月 当社取締役東日本エリア営業部 長 平成26年3月 当社取締役(営業管掌)(現 任)	(注)2	30,000
取締役CFO	経理財務部長	渡邊 淳	昭和47年3月16日生	平成4年4月 富士通株式会社入社 平成9年10月 青山監査法人(現 あらた監査 法人)入所 平成15年7月 野村證券株式会社出向 平成18年4月 株式会社ラルク入社 平成20年5月 同社取締役就任 平成26年5月 当社取締役CFO就任 平成26年6月 当社取締役CFO経理財務部長 (現任)	(注)2	60,000
監査役 (常勤)	-	林 憲司	昭和27年3月28日生	昭和45年4月 日本フェンオール株式会社入社 平成14年6月 当社入社 平成24年3月 当社監査役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	高木 伸行	昭和28年2月25日生	昭和52年4月 野村證券株式会社入社 平成9年6月 同社金融研究所企業調査部長 平成10年12月 同社引受審査部長 平成16年7月 同社金融経済研究所企業調査部長 平成19年7月 同社金融経済研究所長兼投資調査部長 平成21年2月 同社グローバルリサーチ本部リサーチ・マネージング・ダイレクター 平成21年3月 国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究センター客員教授 平成21年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科非常勤講師（現任） 平成25年3月 当社監査役就任（現任） 平成25年6月 名糖運輸株式会社監査役就任（現任）	(注)3	-
監査役		愛川 直秀	昭和52年9月17日生	平成16年10月 三浦法律事務所入所 平成19年9月 愛川法律事務所開設 同事務所所長（現任） 平成19年10月 国立大学法人信州大学教育学部非常勤講師 平成23年4月 国立大学法人信州大学大学院法曹法務研究科特任准教授 平成26年3月 当社監査役就任（現任）	(注)3	-
計						2,615,000

(注)1. 監査役高木伸行及び愛川直秀は、社外監査役であります。

2. 平成26年7月28日開催の臨時株主総会終結の時から、平成27年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

3. 平成26年7月28日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「私達は、お客様に満足していただける最高の商品とサービスを追求し、情熱を持った行動を通じて、心豊かな生活環境の実現に貢献します」を基本原則とし、当社が提供するCSセットの利用者を含めた全てのステークホルダーの利益を尊重し、長期的、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題であると認識しております。

この認識のもと、当社の取締役、監査役及び従業員は、各々の役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の向上を図るとともに、適正な経営組織体制を整備運用してまいります。また、今後も成長ステージの変化等に合わせて適宜見直しを行ってまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

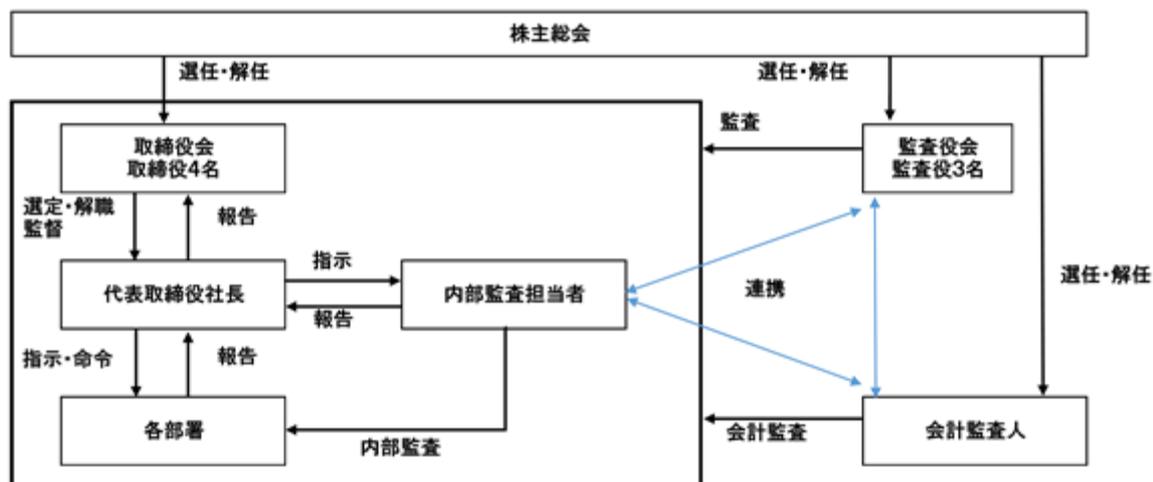
イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役4名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ. 監査役、監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催して、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



なお、平成26年10月1日付で内部監査室を設置しました。

2) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役会にて「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りを努めております。その他役員、社員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンスマニュアル」を制定し、社会利益貢献と法令遵守をしながら、企業活動を運営することとしております。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査

当社は、独立した内部監査室を設けておりませんが、社長の命を受けた内部監査担当者3名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、社長に対して監査結果を報告しております。社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。なお、内部統制のさらなる改善のため平成26年10月1日付で内部監査室を設置しました。

ロ．監査役、監査役会

当社は、監査役会を毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。

ハ．内部監査、監査役、会計監査の相互連携の状況

内部監査担当者、監査役及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理部総務人事課が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、「内部通報制度運用規程」において、他の社員の法律違反行為を知ったときは、総務人事課、監査役、顧問弁護士の窓口に通報する旨を規定し、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

さらに、今後は「危機管理規程」を制定し、会社が経営危機に直面したときの対応について定める予定であります。

また、日々の営業や業務等の進捗度合いについては、営業部門管掌取締役、管理部管掌取締役、経理財務部管掌取締役の3名の取締役がそれぞれ管掌する部門（営業拠点・課）のマネージャーと随時情報を共有しており、各取締役を通じて社長への報告も速やかに行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めております。

当社は、当社の社外監査役である高木伸行及び愛川直秀との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

役員報酬の内容

当事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役3名の年間報酬総額 82,800千円

監査役2名の年間報酬総額 4,860千円（うち、社外監査役1名の年間報酬総額1,500千円）

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士は五十幡理一郎及び小松聡であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名、その他2名となっております。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

社外取締役、社外監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,600	3,000	8,200	6,800

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っております報酬の非監査業務の内容は、内部管理体制の整備に関する助言・指導等の相談業務であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っております報酬の非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導、内部管理体制の整備に関する助言・指導、四半期決算体制の整備に関する助言・指導等の相談業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）及び当事業年度（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等から指導を受ける他、専門的情報を有する団体等が発信する情報を積極的に取り入れ、財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	433,547	612,326
売掛金	573,264	770,702
商品	99,042	158,203
前払費用	5,495	8,522
1年内回収予定の長期貸付金	226	373
未収入金	361,676	450,177
繰延税金資産	32,960	49,148
その他	2,765	3,779
貸倒引当金	76,333	104,145
流動資産合計	1,432,647	1,949,088
固定資産		
有形固定資産		
建物	138,697	150,953
減価償却累計額	5,651	15,945
建物(純額)	133,045	135,007
構築物	429	929
減価償却累計額	17	91
構築物(純額)	411	837
車両運搬具	59,312	61,412
減価償却累計額	29,163	40,759
車両運搬具(純額)	30,148	20,652
工具、器具及び備品	16,476	17,362
減価償却累計額	4,165	7,055
工具、器具及び備品(純額)	12,311	10,306
土地	97,943	97,943
有形固定資産合計	273,860	264,749
無形固定資産		
ソフトウェア	4,328	6,455
その他	680	680
無形固定資産合計	5,008	7,135
投資その他の資産		
投資有価証券	6,842	9,857
従業員に対する長期貸付金	4,551	4,317
敷金	11,081	29,022
繰延税金資産	1,429	1,581
その他	1,899	2,228
貸倒引当金	45	43
投資その他の資産合計	25,758	46,963
固定資産合計	304,627	318,848
資産合計	1,737,274	2,267,937

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年12月31日）	当事業年度 （平成25年12月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	674,967	894,413
短期借入金	-	16,660
1年内返済予定の長期借入金	46,175	25,176
未払金	121,149	156,269
未払費用	12,556	16,225
未払法人税等	68,466	104,561
未払消費税等	7,115	27,279
従業員預り金	13,279	16,971
賞与引当金	622	665
その他	5,259	8,069
流動負債合計	949,592	1,266,291
固定負債		
長期借入金	216,526	191,350
固定負債合計	216,526	191,350
負債合計	1,166,118	1,457,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
別途積立金	12,500	12,500
繰越利益剰余金	522,028	759,023
利益剰余金合計	542,028	779,023
株主資本合計	572,028	809,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	872	1,273
評価・換算差額等合計	872	1,273
純資産合計	571,156	810,296
負債純資産合計	1,737,274	2,267,937

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成26年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	667,496
売掛金	905,920
商品	148,896
未収入金	547,633
その他	76,677
貸倒引当金	145,568
流動資産合計	2,201,055
固定資産	
有形固定資産	265,639
無形固定資産	23,102
投資その他の資産	
その他	49,688
貸倒引当金	41
投資その他の資産合計	49,646
固定資産合計	338,388
資産合計	2,539,444
負債の部	
流動負債	
買掛金	967,718
短期借入金	88,000
1年内返済予定の長期借入金	25,176
未払法人税等	96,309
賞与引当金	1,005
その他	267,088
流動負債合計	1,445,298
固定負債	
長期借入金	178,762
固定負債合計	178,762
負債合計	1,624,060
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	884,668
株主資本合計	914,668
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	715
評価・換算差額等合計	715
純資産合計	915,384
負債純資産合計	2,539,444

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）	当事業年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
売上高	4,601,430	6,024,780
売上原価		
商品期首たな卸高	64,377	99,042
当期商品仕入高	2,405,896	3,359,160
合計	2,470,274	3,458,202
商品期末たな卸高	99,042	158,203
商品売上原価	2,371,232	3,299,998
業務委託手数料	970,215	1,069,869
売上原価合計	3,341,448	4,369,868
売上総利益	1,259,982	1,654,912
販売費及び一般管理費	1,954,191	1,252,223
営業利益	305,790	402,689
営業外収益		
受取利息	259	274
受取配当金	195	231
受取家賃	1,895	1,866
投資有価証券売却益	-	103
補助金収入	3,818	-
助成金収入	-	900
その他	534	334
営業外収益合計	6,702	3,710
営業外費用		
支払利息	3,257	3,472
固定資産除却損	7	1,706
その他	0	220
営業外費用合計	3,265	5,398
経常利益	309,227	401,000
特別利益		
固定資産売却益	2,128	2,190
特別利益合計	1,282	190
特別損失		
固定資産売却損	-	375
特別損失合計	-	75
税引前当期純利益	310,509	401,115
法人税、住民税及び事業税	132,520	170,899
法人税等調整額	6,695	17,578
法人税等合計	125,824	153,321
当期純利益	184,685	247,794

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	3,507,280
売上原価	2,537,018
売上総利益	970,261
販売費及び一般管理費	769,642
営業利益	200,619
営業外収益	
受取利息	150
受取配当金	116
受取家賃	281
その他	133
営業外収益合計	682
営業外費用	
支払利息	1,587
営業外費用合計	1,587
経常利益	199,714
特別利益	
固定資産売却益	117
特別利益合計	117
税引前四半期純利益	199,831
法人税、住民税及び事業税	96,330
法人税等調整額	14,143
法人税等合計	82,186
四半期純利益	117,645

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金				利益剰余金合計	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	7,500	12,500	343,942	363,942	393,942	
当期変動額							
剰余金の配当				6,600	6,600	6,600	
当期純利益				184,685	184,685	184,685	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	178,085	178,085	178,085	
当期末残高	30,000	7,500	12,500	522,028	542,028	572,028	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	1,666	1,666	392,276
当期変動額			
剰余金の配当			6,600
当期純利益			184,685
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	794	794	794
当期変動額合計	794	794	178,879
当期末残高	872	872	571,156

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	30,000	7,500	12,500	522,028	542,028	572,028
当期変動額						
剰余金の配当				10,800	10,800	10,800
当期純利益				247,794	247,794	247,794
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	236,994	236,994	236,994
当期末残高	30,000	7,500	12,500	759,023	779,023	809,023

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	872	872	571,156
当期変動額			
剰余金の配当			10,800
当期純利益			247,794
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,145	2,145	2,145
当期変動額合計	2,145	2,145	239,140
当期末残高	1,273	1,273	810,296

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	310,509	401,115
減価償却費	18,038	33,292
賞与引当金の増減額（は減少）	129	42
貸倒引当金の増減額（は減少）	21,465	27,810
受取利息及び受取配当金	455	506
支払利息	3,257	3,472
投資有価証券売却損益（は益）	-	103
固定資産売却損益（は益）	1,282	114
固定資産除却損	7	1,706
売上債権の増減額（は増加）	199,677	285,938
たな卸資産の増減額（は増加）	34,664	59,161
その他の流動資産の増減額（は増加）	1,270	4,041
仕入債務の増減額（は減少）	109,195	219,445
未払金の増減額（は減少）	19,471	32,896
その他の流動負債の増減額（は減少）	683	30,333
その他	53	124
小計	245,462	400,375
利息及び配当金の受取額	415	506
利息の支払額	3,339	3,453
法人税等の支払額	155,968	134,804
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,570	262,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	23,959	24,264
定期預金の払戻による収入	20,355	23,959
貸付けによる支出	-	370
貸付金の回収による収入	222	456
有形固定資産の取得による支出	273,544	20,293
有形固定資産の売却による収入	4,072	190
投資有価証券の売却による収入	-	472
その他の支出	6,491	30,679
その他の収入	920	6,693
投資活動によるキャッシュ・フロー	278,424	43,834
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	5,000	16,660
長期借入れによる収入	280,000	-
長期借入金の返済による支出	71,710	46,175
配当金の支払額	6,600	10,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,690	40,315
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,835	178,473
現金及び現金同等物の期首残高	404,752	409,588
現金及び現金同等物の期末残高	409,588	588,061

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成26年1月1日
至 平成26年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	199,831
減価償却費	13,599
賞与引当金の増減額(は減少)	339
貸倒引当金の増減額(は減少)	41,421
受取利息及び受取配当金	266
支払利息	1,587
有形固定資産売却損益(は益)	117
売上債権の増減額(は増加)	232,674
たな卸資産の増減額(は増加)	9,043
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,214
仕入債務の増減額(は減少)	73,305
未払金の増減額(は減少)	35,099
その他の流動負債の増減額(は減少)	8,603
その他	171
小計	130,181
利息及び配当金の受取額	169
利息の支払額	1,574
法人税等の支払額	104,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,195
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	24,269
定期預金の払戻による収入	24,264
貸付金の回収による収入	255
有形固定資産の取得による支出	13,712
有形固定資産の売却による収入	165
その他の支出	4,114
その他の収入	1,628
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,781
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	71,340
長期借入金の返済による支出	12,588
配当金の支払額	12,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,752
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	55,165
現金及び現金同等物の期首残高	588,061
現金及び現金同等物の四半期末残高	643,227

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により算定しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	12～38年
構築物	20年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する短期投資からなっております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により算定しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	20～45年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当事業年度及び翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成25年1月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（損益計算書）

当事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、翌事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた7千円は、「固定資産除却損」7千円、「その他」0千円として組み替えております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた7千円は、「固定資産除却損」7千円、「その他」0千円として組み替えております。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
建物	129,982千円	119,858千円
土地	97,943	97,943
計	227,926	217,802

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
設備資金借入金	213,750千円	198,750千円
（うち、長期借入金）	198,750	183,750
（うち、1年内返済予定の長期借入金）	15,000	15,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52.66%、当事業年度54.02%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47.34%、当事業年度45.98%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	77,220千円	87,660千円
給与手当	365,395	466,254
法定福利費	56,511	72,446
減価償却費	18,038	33,292
貸倒引当金繰入額	36,766	55,153
賞与引当金繰入額	622	665
支払手数料	39,037	62,643
外注費	49,995	83,824

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
車両運搬具	1,282千円	190千円
計	1,282	190

- 3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
車両運搬具	- 千円	75千円
計	-	75

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	600	29,400	-	30,000
合計	600	29,400	-	30,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式数の増加29,400株は、1株を50株とする株式分割(平成24年8月17日を効力発生日)を実施していることによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年3月30日 定時株主総会	普通株式	6,600	11,000	平成23年12月31日	平成24年4月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年3月25日 定時株主総会	普通株式	10,800	利益剰余金	360	平成24年12月31日	平成25年3月26日

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	30,000	-	-	30,000
合計	30,000	-	-	30,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年3月25日 定時株主総会	普通株式	10,800	360	平成24年12月31日	平成25年3月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年3月25日 定時株主総会	普通株式	12,000	利益剰余金	400	平成25年12月31日	平成26年3月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	433,547千円	612,326千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	23,959	24,264
現金及び現金同等物	409,588	588,061

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で14年3ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、管理部が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	433,547	433,547	-
(2) 売掛金及び未収入金	934,941		
貸倒引当金(1)	76,333		
	858,608	858,608	-
(3) 投資有価証券	6,842	6,842	-
資産計	1,298,998	1,298,998	-
(1) 買掛金	674,967	674,967	-
(2) 未払金	121,149	121,149	-
(3) 未払法人税等	68,466	68,466	-
(4) 長期借入金(2)	262,701	264,993	2,292
負債計	1,127,283	1,129,576	2,292

(1) 売掛金及び未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらのうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にはば等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	433,547	-	-	-
売掛金及び未収入金	934,941	-	-	-
合計	1,368,489	-	-	-

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	46,175	25,176	22,600	15,000	15,000	138,750
合計	46,175	25,176	22,600	15,000	15,000	138,750

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で13年3ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、管理部が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	612,326	612,326	-
(2) 売掛金及び未収入金	1,220,880		
貸倒引当金（ 1 ）	104,145		
	1,116,734	1,116,734	-
(3) 投資有価証券	9,857	9,857	-
資産計	1,738,917	1,738,917	-
(1) 買掛金	894,413	894,413	-
(2) 短期借入金	16,660	16,660	-
(3) 未払金	156,269	156,269	-
(4) 未払法人税等	104,561	104,561	-
(5) 長期借入金（ 2 ）	216,526	221,861	5,335
負債計	1,388,429	1,393,765	5,335

（ 1 ） 売掛金及び未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらのうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	612,326	-	-	-
売掛金及び未収入金	1,220,880	-	-	-
合計	1,833,206	-	-	-

（注）3．長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	16,660	-	-	-	-	-
長期借入金	25,176	22,600	15,000	15,000	15,000	123,750
合計	41,836	22,600	15,000	15,000	15,000	123,750

（有価証券関係）

前事業年度（平成24年12月31日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,842	8,218	1,375
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,842	8,218	1,375
合計		6,842	8,218	1,375

当事業年度（平成25年12月31日）

1．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,311	7,194	2,116
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,311	7,194	2,116
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	546	654	108
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	546	654	108
合計		9,857	7,849	2,008

2. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	472	103	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	472	103	-

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成24年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

当社は、退職給付制度がないため該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社は、退職給付制度がないため該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成26年6月30日の取締役会決議により、平成26年7月28日付で1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 55,000株
付与日	平成24年11月7日
権利確定条件	付与日（平成24年11月7日）以降、権利確定日（平成26年11月6日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成24年11月7日～平成26年11月6日
権利行使期間	平成26年11月7日～平成30年11月6日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	55,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	55,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	175
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、類似業種比準方式と時価純資産価額方式の折衷方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 535千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成26年6月30日の取締役会決議により、平成26年7月28日付で1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 55,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成24年11月7日	平成25年11月21日
権利確定条件	付与日（平成24年11月7日）以降、権利確定日（平成26年11月6日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成25年11月21日）以降、権利確定日（平成27年11月19日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成24年11月7日～平成26年11月6日	平成25年11月21日～平成27年11月19日
権利行使期間	平成26年11月7日～平成30年11月6日	平成27年11月20日～平成31年11月19日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	55,000	-
付与	-	20,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	55,000	20,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	175	260
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、類似業種比準方式と時価純資産価額方式の折衷方式により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 4,331千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
(流動の部)		
繰延税金資産		
未払事業税	6,379千円	10,127千円
貸倒引当金	26,304	36,052
賞与引当金	242	259
商品評価損	-	951
未払金	-	1,610
その他	34	147
繰延税金資産計	32,960	49,148
(固定の部)		
繰延税金資産		
繰延資産償却超過額	442	253
一括償却資産	482	1,240
減価償却費	-	821
その他有価証券評価差額金	503	-
繰延税金資産計	1,429	2,316
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	734
繰延税金負債計	-	734
繰延税金資産(固定の部)の純額	1,429	1,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

当事業年度においては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度においては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

当事業年度においては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度においては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

当社は、介護医療関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当社は、介護医療関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	櫻井 英治	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 44.0	-	当社銀行借入に対する債務被保証	262,701	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 当社は、金融機関からの借入に対して代表取締役社長より債務保証を受けております。
 なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	櫻井 英治	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 44.0	-	当社銀行借入に対する債務被保証	233,186	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 当社は、金融機関からの借入に対して代表取締役社長より債務保証を受けております。
 なお、保証料の支払いは行っておりません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	190.39円	270.10円
1株当たり当期純利益金額	61.56円	82.60円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	571,156	810,296
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	571,156	810,296
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	3,000,000	3,000,000

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
当期純利益金額（千円）	184,685	247,794
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	184,685	247,794
普通株式の期中平均株式数（株）	3,000,000	3,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数550個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類（新株予約権の数750個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4．当社は、平成24年8月17日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を、平成26年7月28日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

（追加情報）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度及び翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 6,156.19円

1株当たり当期純利益金額 19,038.54円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1．ストック・オプションとしての新株予約権の発行について

当社は平成26年4月30日開催の臨時株主総会及び平成26年5月16日開催の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行いたしました。

なお、当該新株予約権の詳細は「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（7）ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

2．株式分割及び単元株制度の導入

当社は平成26年6月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年7月28日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成26年7月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

株式分割前の発行済株式総数

普通株式 30,000株

株式分割による増加株式数

普通株式 2,970,000株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式 3,000,000株

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成26年7月28日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

【注記事項】

（追加情報）

当第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

（税効果会計に使用する法定実効税率の変更）

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度より、復興特別法人税が前倒して廃止されることになりました。これに伴い、平成27年1月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等について、その繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、38.93%から36.60%に変更されます。

この法定実効税率に基づき、当第2四半期会計期間末の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算すると、繰延税金資産が1,694千円減少し、その結果、当第2四半期累計期間に収益計上された法人税等調整額が1,694千円減少することになります。

（四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
給与手当	285,778千円
貸倒引当金繰入額	47,680
賞与引当金繰入額	1,005

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	667,496千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24,269
現金及び現金同等物	643,227

（株主資本等関係）

当第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月25日 定時株主総会	普通株式	12,000	400	平成25年12月31日	平成26年3月26日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当社は、介護医療関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	39.22円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	117,645
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	117,645
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年7月28日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

株式分割及び単元株制度の導入

当社は平成26年6月30日開催の取締役会決議に基づき、平成26年7月28日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成26年7月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

株式分割前の発行済株式総数

普通株式 30,000株

株式分割による増加株式数

普通株式 2,970,000株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式 3,000,000株

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成26年7月28日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算定しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	800	4,336
(株)八十二銀行	3,000	1,839		
(株)東芝	4,000	1,768		
(株)みずほフィナンシャルグループ	6,000	1,368		
(株)長野銀行	3,000	546		
		小計	16,800	9,857
		計	16,800	9,857

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	138,697	15,671	3,415	150,953	15,945	12,013	135,007
構築物	429	500	-	929	91	73	837
車両運搬具	59,312	4,710	2,610	61,412	40,759	14,129	20,652
工具、器具及び備品	16,476	1,529	643	17,362	7,055	3,523	10,306
土地	97,943	-	-	97,943	-	-	97,943
有形固定資産計	312,859	22,411	6,669	328,601	63,852	29,739	264,749
無形固定資産							
ソフトウェア	4,997	3,434	-	8,430	1,975	1,306	6,455
その他	680	-	-	680	-	-	680
無形固定資産計	5,677	3,434	-	9,111	1,975	1,306	7,135

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物の当期増加額は、支店移転及び支店新規開設に伴う内装工事等によるもの15,671千円等であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	16,660	0.35	-
1年以内に返済予定の長期借入金	46,175	25,176	1.37	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	216,526	191,350	1.44	平成27年～平成39年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	262,701	233,186	-	-

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,600	15,000	15,000	15,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	76,378	55,153	27,341	0	104,189
賞与引当金	622	665	622	-	665

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	-
預金	
普通預金	575,113
定期預金	36,947
郵便振替口座	265
小計	612,326
合計	612,326

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ワタキューセイモア(株)	3,145
医療法人社団れいめい会 つくしの里	1,541
個人	1,324
個人	1,248
医療法人新光会 伊豆平和病院	1,196
その他	762,247
合計	770,702

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	貸倒損失高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)		(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
573,264	6,326,019	6,098,233	30,347	770,702	88.39	38.77

（注1） 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

（注2） 当期回収高には、未収入金への振替額5,765,515千円が含まれております。

ハ．商品

品目	金額（千円）
商品	
オムツ	51,412
日用品	106,791
合計	158,203

二．未収入金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
三菱UFJファクター(株)	234,168
みずほファクター(株)	144,977
ワタキューセイモア(株)	52,326
(株)グローバル総合研究所	9,234
医療法人財団 中島記念会 大森山王病院	4,851
その他	4,618
合計	450,177

未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
361,676	6,141,873	6,053,373	450,177	93.08	24.12

（注1） 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

（注2） 当期発生高には、売掛金からの振替額5,765,515千円が含まれております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
ワタキューセイモア(株)	267,397
(株)トーカイ（岐阜県）	67,100
医療法人社団 湘南健友会 長岡病院	27,193
(株)ヤマシタコーポレーション	21,082
(株)トーカイ（四国）	19,048
その他	492,591
合計	894,413

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
ワタキューセイモア(株)	64,006
(株)ジェイトップ	11,307
(株)タナカ	5,063
日本郵便(株)	3,947
エヌ・ジェイ・ピー事業協同組合	3,640
その他	68,302
合計	156,269

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注1）
買取手数料	無料（注2）
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.kkelan.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年 1月23日	櫻井 英治	長野県東筑 摩郡山形村	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社代表取締役 社長)	櫻井 京子	長野県東筑 摩郡山形村	特別利害関係者等 (当社代表取締役の 配偶者)(注)5.	3	-	贈与
平成24年 1月23日	中島 信弘	長野県 松本市	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社専務取締 役)	中島 明子	長野県 松本市	特別利害関係者等 (当社専務取締役の 配偶者)(注)5.	3	-	贈与
平成26年 5月19日	中島 信弘	長野県 松本市	特別利害関係者等 (大株主上位10 名、当社専務取締 役)	渡邊 淳	東京都 大田区	特別利害関係者等 (当社取締役) (注)5.	600	21,600,000 (36,000) (注)4.	経営参画意 識の向上

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとされており、
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされており、
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされており、
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者等の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、類似業種比準方式及び時価純資産プラス営業権方式より算定された価格を参考に当事者間の協議により決定した価格であります。
5. 当該移動により大株主上位10名となりました。
6. 平成24年8月17日付で株式1株につき50株の株式分割を、平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成24年8月17日より前の株式等の移動にかかる移動株数及び単価については、平成24年8月17日付及び平成26年7月28日付株式分割前の数値で、平成24年8月17日以降の株式等の移動にかかる移動株数及び単価については、平成26年7月28日付株式分割前の数値で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成24年11月7日	平成25年11月21日	平成26年5月17日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 550株	普通株式 200株	普通株式 600株
発行価格	17,500円 (注)2.	26,000円 (注)2.	36,000円 (注)3.
資本組入額	8,750円	13,000円	18,000円
発行価額の総額	9,625,000円	5,200,000円	21,600,000円
資本組入額の総額	4,812,500円	2,600,000円	10,800,000円
発行方法	平成24年9月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成25年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年4月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約		(注)4.	(注)4.

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成25年12月31日であります。
2. 発行価格は、類似業種比準方式及び純資産価額方式の折衷方式により算定された価格であります。
 3. 発行価格は、類似業種比準方式及び時価純資産プラス営業権方式により算定された価格であります。
 4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 17,500円	1株につき 26,000円	1株につき 36,000円
行使期間	自 平成26年11月7日 至 平成30年11月6日	自 平成27年11月20日 至 平成31年11月19日	自 平成28年5月17日 至 平成32年5月16日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。

6. 平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の数値を記載しております。

2【取得者の概況】

第1回新株予約権（平成24年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権）の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
峯崎 友宏	東京都町田市	会社役員	50	875,000 (17,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
櫻井 貴夫	愛知県名古屋市名東区	会社員	50	875,000 (17,500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名)、当社の従業員
清水 貴憲	大阪府吹田市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
小宮山 晴樹	長野県松本市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
宮田 ひとみ	長野県松本市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
狩野 雄祐	長野県松本市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
野間 直彰	長野県松本市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
鈴木 隆二	広島県広島市中区	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
青木 英治	神奈川県相模原市南区	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
内川 信幸	長野県松本市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員
秋山 大樹	長野県安曇野市	会社員	50	875,000 (17,500)	当社の従業員

(注) 平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は分割前の数値を記載しております。

第2回新株予約権（平成25年9月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権）の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
清水 貴憲	大阪府吹田市	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社の従業員
山本 博	長野県松本市	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社の従業員
網野 真也	長野県松本市	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社の従業員
北村 光太郎	大阪府豊中市	会社員	50	1,300,000 (26,000)	当社の従業員

(注) 平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は分割前の数値を記載しております。

第3回新株予約権（平成26年4月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権）の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 （株）	価格 （単価） （円）	取得者と提出会社との 関係
渡 邊 淳	東京都大田区	会社役員	250	9,000,000 (36,000)	特別利害関係者等 （当社の取締役、大株 主上位10名）
峯 崎 友 宏	東京都町田市	会社役員	200	7,200,000 (36,000)	特別利害関係者等 （当社の取締役、大株 主上位10名）
櫻 井 貴 夫	愛知県名古屋市名東区	会社員	50	1,800,000 (36,000)	特別利害関係者等 （当社代表取締役の二 親等内の血族、大株主 上位10名）、当社の従 業員
井 嶋 健 治	長野県松本市	会社員	50	1,800,000 (36,000)	当社の従業員
富 山 大 介	愛知県名古屋市南区	会社員	50	1,800,000 (36,000)	当社の従業員

（注）平成26年7月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は分割前の数値を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
櫻井 英治 1、2	長野県東筑摩郡山形村	1,320,000	42.11
中島 信弘 1、3	長野県松本市	1,205,000	38.44
佐藤 幸夫 1、8	広島県広島市安佐北区	300,000	9.57
渡邊 淳 1、4	東京都大田区	85,000	2.71
峯崎 友宏 1、4	東京都町田市	(25,000)	(0.80)
櫻井 貴夫 1、6、8	愛知県名古屋市名東区	35,000	1.12
櫻井 京子 1、5	長野県東筑摩郡山形村	(10,000)	(0.32)
中島 明子 1、7	長野県松本市	30,000	0.96
清水 貴憲 8	福岡県福岡市博多区	10,000	0.32
小宮山 晴樹 8	長野県松本市	(10,000)	(0.32)
宮田 ひとみ 8	長野県松本市	5,000	0.16
狩野 雄祐 8	長野県松本市	(5,000)	(0.16)
野間 直彰 8	長野県松本市	5,000	0.16
鈴木 隆二 8	広島県広島市中区	(5,000)	(0.16)
青木 英治 8	神奈川県相模原市南区	5,000	0.16
内川 信幸 8	福岡県福岡市博多区	(5,000)	(0.16)
秋山 大樹 8	長野県安曇野市	5,000	0.16
山本 博 8	長野県松本市	(5,000)	(0.16)
網野 真也 8	北海道札幌市中央区	5,000	0.16
北村 光太郎 8	大阪府豊中市	(5,000)	(0.16)
井嶋 健治 8	長野県松本市	5,000	0.16
富山 大介 8	愛知県名古屋市南区	(5,000)	(0.16)
計	-	3,135,000	100.00
		(135,000)	(4.31)

（注）1．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2．「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1．特別利害関係者等（大株主上位10名）、2．特別利害関係者等（当社代表取締役）、3．特別利害関係者等（当社専務取締役）、4．特別利害関係者等（当社取締役）、5．特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）、6．特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族）、7．特別利害関係者等（当社専務取締役の配偶者）、8．当社従業員

3．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月24日

株式会社エラン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡	理一郎	印
--------------------	-------	-----	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松	聡	印
--------------------	-------	----	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エランの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エランの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月24日

株式会社エラン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡	理一郎	印
--------------------	-------	-----	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松	聡	印
--------------------	-------	----	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エランの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エランの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月24日

株式会社エラン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡	理一郎	印
--------------------	-------	-----	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松	聡	印
--------------------	-------	----	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エランの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第21期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エランの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。